

相談
無料

札幌司法書士会法律相談センター

〈面談(予約制)による相談センター〉

法務大臣の認定を受けた司法書士は、140万円以下の民事事件で依頼者の代理人として相手方との交渉や裁判、調停を行います。また、すべての司法書士は金額に関係なく、訴状など裁判所に提出する書類を作成し、裁判手続をバックアップします。

申込方法: 下記番号まで、希望相談日時をご予約ください。

面談予約 **011-272-9035**

受付時間/月~金 ▶ 9:00~17:00

※祝祭日・年末年始・お盆期間を除く

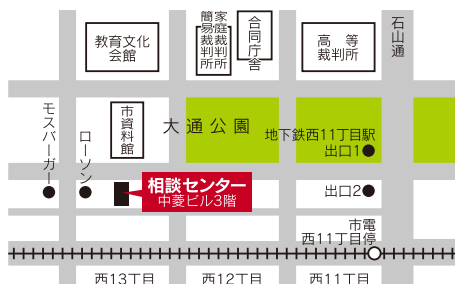
住所: 札幌市中央区大通西13丁目 中菱ビル3階 相談員: 認定司法書士

下記地区においても相談を受けています。

■滝川地区/0125-23-7737 ■苫小牧地区/0144-33-8885

■小樽・余市地区/0134-62-6734 ■岩見沢地区/0126-20-2575

■室蘭地区/0143-46-8585 ■夕張地区/0123-56-5666



札幌司法書士会ADRセンター

ADR(裁判外紛争解決手続)とは、身の回りで行き起こる様々なトラブルを、裁判ではなく話し合いで解決することを目指す手続です。公正中立な第三者が間に入り当事者の自主性を尊重しながら、柔軟な和解解決を図ります。

電話予約 **011-272-0090** 受付時間/月~金 ▶ 9:00~17:00

※祝祭日・年末年始・お盆期間を除く



相談
無料

女性司法書士による女性のための法律相談窓口 **なのはな相談センター**

女性からの法律相談および手続きに関するご相談をお受けする常設の相談窓口です。女性相談員が女性特有の問題、身の回りのトラブル、登記、相続手続、成年後見、債務整理などのご相談をお受けします。

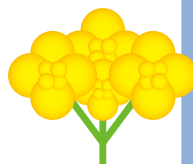
電話相談 **011-522-5625**

電話相談受付時間/月・水・金 ▶ 12:00~15:00 火・木 ▶ 16:00~19:00

面談予約 **011-272-9035**

面談予約受付時間/月~金 ▶ 9:00~17:00

面談日時/木曜日 ▶ 17:00~/18:00~/19:00~ ※祝祭日・年末年始・お盆期間を除く



相談
無料

困りごと“ほっと”ライン

〈電話相談センター〉

司法書士が身の回りのトラブル、賃貸借契約、相続登記、債務整理などの様々な法律相談および手続きに関するご相談をお電話でお受けします。

電話相談ダイヤル

011-211-1585

受付時間/月~金 ▶ 13:00~16:00

※祝祭日・年末年始・お盆期間を除く



詳しくはホームページをご覧ください

<http://www.sihosyosi.or.jp>

札幌司法書士会

検索

暮らしに「ほっ」を届けるマガジン

コロポックル

Koropokkuru

札幌司法書士会広報誌

vol. **6**
2013年
冬号



特集.1

シリーズ連載
だから大事な本人確認

特集.2

成年後見制度
利用者の選挙権が
回復しました!でも...

特別取材

“がん”のよろず相談窓口
『CAN net』の取り組み

[編集・発行] 札幌司法書士会 札幌市中央区大通西13丁目中菱ビル6F
TEL.011-281-3505 FAX.011-261-0115 <http://www.sihosyosi.or.jp>



コロポくん

だから大事な本人確認

記事・イラスト：小原有津子

のりこ
法子

司の妹。ちょっとだけお調子者の兄が先に司法書士になり、その背中を見て(案じて?)自らも司法書士になった。



登場人物
紹介



かえで
楓 法子と司のご近所さんで幼馴染。



つかさ
司 法子の双子の兄。司法書士。

楓：「法子ちゃん、司くん、こんにちは。相談があるのだけれど…」

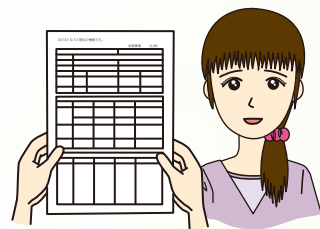
法子：「楓ちゃん、こんにちは。どうしたの？」

楓：「実は、祖父の不動産が知らないうちに担保になっているらしいの」

法子：「どういうこと?詳しく教えて。」

楓：「祖父は半年前に倒れて、今、入院しているの。倒れる直前まで一人で生活していたんだけど、退院後はそのようなわけにいかないから、祖父と相談して、私たちの家で一緒に生活するにしても施設に入所するにしても、祖父の自宅を売って、得たお金を祖父のこれからの生活費に充てようということになっ

たのよ。それで不動産屋さんに売却をお願いしたら、調べてくれて…これなんだけど。」



法子：「登記情報ね。今はインターネット接続があるパソコン等から、その時点で対象物件の登記がどのような状態になっているかを見ることができるようだよ。どうやら、秋葉 実さん…お祖父様の所有している土地建物は、現在、秋葉 豊さんが晴山稔一さんから借りたお金の担保になっているようだけど…」

楓：「ええ。入院加療中の祖父に直接聞くのがはばかれたもので、父に訊いてみたんだけど、秋葉 豊さんというのは、父のいとこらしいの。豊さんは、祖父の会社で経理をしていたのだけれど、10年ほど前に辞めているわ。何でも、借金の取り立てらしい電話が会社にもかかってきていたとかで…。祖父はお金のことには厳しい人だし、身内とはいえ、取り立てをされているような状態の人の保証人になるとか、ましてや、自宅の土地建物を抵当に入れる契約なんてするはずがないって。それに、祖父は、大切なものや契約書類…実印や権利証も、全て金庫の中に入れていたけれど、そこにもそんな書類はないそうよ。」

法子：「…あの一、その金庫って、豊さんも開けることができたの？」

楓：「経理を任されていたからね、多分…」

司：「なるほど。その担保の事情は豊さんと晴山稔一さんから聞き出すしかなさそうだな。個人の抵当権者だと、中には亡くなっている場合や、タチのよろしくない人である場合もあって、厄介ではあるけど…ん?ちょっと待った、晴山稔一って、個人で貸金をしていて、数年前に、うちで依頼者を代理して交渉したことがなかったっけ?法子、ちょっと調べてくれる？」

楓：「わかったわ。」

法子：「司にい、確かに資料があったわ。話し合いはできそうね。」

司：「フフ、やはり私の記憶力はバツグンに良…」

法子：「司にい、口に出さなければ尚良いわよ。それにしても、晴山だけか枯山だけ知らないけど、この男、きちんと実さん本人に、豊さんの保証人になる意思があるのか、ということも、不動産を担保に提供する意思についてさえも確認していないってこと?あり得ない!どう落とし前をつけてもらおうかしら。」

楓：「…(法子サン、怖いデス)」



司：「ま、まあまあ。晴山は、大手の貸金業者と違って、本人確認にあまり気を使っていないのかもな…。とにかく、この登記、実さんが知らないうちにされたのなら、晴山に確認して抹消登記に協力させないと。それはそうと、現時点で競売も何もされていないということは、豊さんがきちんと返済したのか、約定金利が高過ぎて払い過ぎにでもなっているのか…」

法子：「そうだと良いけれど、競売の申し立てをしないのは、申立ての時に裁判所に納めなければならない予納金が結構かかるからなのかもしれないわ。豊さんの債務が残っていて、晴山がこの抵当権の抹消に応じない場合は、裁判で請求をするしかなくなってしまう…。とにかく、実さんの体調が良い時に事情を訊いて、調べてみるしかないわよね。」

楓：「あの…難しい話はよくわからないので、質問のだけれど、晴山さんとの契約だけで登記が自動的にされてしまうわけではないわよね？」

法子：「あ、勝手に話を進めてしまったわね、ごめんなさい。登記は、申請がなければ自動的にされないわよ。」

楓：「では、そもそも祖父の意向を確認しないで登記までされてしまうということは、起こりうることなの？」

法子：「そうね…、司法書士の関与なく登記の申請をしたとすれば、書類に不備が無い限り、その危険性はあるわ。」

楓：「それは、どういうこと？」

司：「例えば、債務者の豊さんが、知り合いに実さんの代役を頼んで、その代役が実さんのふりをして登記に必要な書類に署名し、豊さんが持ち出した実さんの実印で捺印する、とか、嘘の内容を告げて実さんに署名・捺印させたとか、経緯はともあれ、登記に必要な書類を揃えて申請されたら、登記所でも受け付けない理由がない。もちろん、そんな登記を申請すれば、公正証書原本不実記載等の罪に問われて、5年以下の懲役か50万円以下の罰金に処されるけどね。」

法子：「いずれにせよ、登記でも契約でも、その内容が不実であることを証明しなければならないのは、それによって被害を被った方なのよね。」

そのような事態に陥らないように、自分で防御する方法を身に着けておかないと。」

楓：「どうすればよいの？教えてください、先生！」

法子：「そうですねー、まず、契約書を取り交わす場合は、その契約内容をしっかり理解すること。例えば不動産の売買やアパートの賃貸借契約の時は、契約内容の重要な部分について、宅地建物取引主任者の資格を持った人から説明があるけれど、それでも後々契約内容について争いがおこったりするのが現状です。契約をする時に、内容をきちんと確認しなかったり、説明を聞き逃したりすると、トラブルの原因になるから、わからないことは専門家に聞いてみるのが良いですよ。」

楓：「はい、気を付けます。」

司：「それと、実印、印鑑証明書は簡単に他人に渡さないこと。悪用されて多額の請求を受けられるようなことになれば、最終的には裁判所でそれが不当であると判断してもらうことになるけれど、裁判には時間がかかるし、実印や印鑑証明書が相手に渡った経緯などを説明しに行く等の労力も、弁護士・司法書士に依頼するお金もかかるからね。」

法子：「特に不動産を所有している方は、不動産の登記済証や登記識別情報と、実印、印鑑カードは、お家で保管する際に別々の場所で管理した方が安全よ。」

楓：「登記済証や登記識別情報？」

法子：「登記済証も登記識別情報も、一般に言う権利証と思って良いわ。不動産登記法の改正とオンライン化に伴って、従来の登記済証が登記識別情報に切り替わったの。不動産の名義を変えたり、担保を付けたりするには、書類上、登記済証または登記識別情報と、本人が署名し実印で押印した登記の原因となる内容がわかる契約書等と委任状、実印照合のための印鑑証明書があれば、登記が可能になってしまうからね。」

司：「万が一、それらが盗用されたとしても、我々司法書士が登記に関与する場合は、必ず本人に登記申請の意思確認を行うんだ。例えば、不動産の売買なら、売主さんと買主さんに直接会って免許証など、顔写真付きの公的証明書で本人かどうか確認し、登記の内容について問題ないか確認するのが基本だからね。遠方でどうしても会えない場合は、最低でも本人限定郵便等で必要書類を送付し、電話でも本人確認をするんだよ。」

楓：「本人限定郵便？」

法子：「一般の方が使うことはあまりないわね。簡単に言うと、例えばAさんに本人限定郵便を送ると、これを受け取るのはAさんに限られるの。だから、書類を受け取る際に、Aさんは免許証やパスポートなどを郵便局の人に提示して、本人であることを示さなければ

ならないのよ。」

楓：「そうなのね、実際に会ったりして本人の意思を確認してくれるのなら安心だわ。」

司：「不動産という大きな財産の名義を変えることって、そうそうないだろう？登記に関係する当事者には少し手間をかけさせてしまうけれど、意思の無いまま登記されてしまうことが無いよう、本人確認がとても大事なのだということを、僕ら司法書士はきちんと説明しないとイケないね。」

楓：「…それにしても、祖父の自宅の抵当権のことは気がかりだわ。裁判になてなったら、司法書士さんや弁護士さんにお支払する報酬も高額になるでしょう？祖父は年金生活だし、うちもお金に余裕があるわけではないし、どうしよう…。」

法子：「楓ちゃん、そういうときには、『法テラス』があるわ！」

楓：「ほうてらす…って、何？」



楓ちゃんも気になる『法テラス』とは…？

<次号に続く>

「ほっ」と相談室 vol.6

～相談内容～ 『社長が亡くなって
しまいました。』



今回の回答者

札幌司法書士会所属
司法書士
今川 和哉

相 数年前から父と母と私(長男)の3人で小さな会社を経営
していました。

しかし、社長だった父が先月末に亡くなりまして…
現在は会社に社長がいない状態になってしまい、契約や
申請行為ができなくて困っています。そこで母と相談した
結果、私が社長になりたいと思っているのですが、新しい
社長を選ぶためにはどうしたらいいですか？

相 そうですね、社長、つまり会社の代表取締役をお父さん
がやっていたとのことですが、お母さんやあなたは何か
役員になっていましたか？取締役とか監査役とか…
それと、家族以外の方が役員をやっていましたか？

相 ええと…私や母は役員ではないんです。役員は代表取
締役の父だけで、他にはいません。あと、これが会社の
謄本です。

役員に関する事項	取締役 (相談者の父)
	札幌市 ××× 代表取締役 (相談者の父)

相 なるほど、確かに取締役1人だけの会社ですね。
お父さん、遺言書とかは書いていませんでしたか？
あと、株券は発行していないようですけど、株式を誰が
持っているか、つまり、会社の株主が誰かというのわか
りますか？

相 特に遺言書はありませんでした。
会社の株主だったのは父だけです。

相 ふ～む、ではまず株式の相続手続きをする必要がありま
すね。
株式の相続を完了させたあと、株主となった方々で『株主
総会※1』を開催して、新しく社長となる取締役を選任する
ことになります。
あなたに兄弟姉妹はいらっしゃいますか？

相 はい、妹が一人います。
特に会社経営に関わっていたわけではありませんが。

相 話を聞く限りだと、亡くなったお父さんの相続人は「お母
さん、あなた、妹さん」の3人のようですね。
妹さんと連絡を取って、協力してもらうことはできそうですか？

相 妹は十年ほど前に結婚して沖縄に行ってしまいました
が、連絡は問題なく取れますので、話せば協力してもらえ
ると思います。

相 そうですね。手続きとしてはまず、株式を相続人で分け
て、新しく株主となった方々が『株主総会』を開いて、その
場で新しい社長を決めることになります。

相 ということは『株主総会』は相続人全員でやらないとい
けませんか？
母はともかく、妹は沖縄に住んでいるので、なかなか本店
のある北海道に戻ってくることはできないんですね。

相 いえ、相続人で合意すれば、『遺産分割協議※2』によって株式を
含めた遺産の分け方を自由に決めることができますよ。
妹さんとお母さんの了解が得られれば、あなたが全部の株
式を相続することもできますし、お母さんとあなたで半分
ずつでも、好きなように分けることができます。遠方であ
れば、電話で分割内容を決めて、遺産分割協議書を郵送で
やり取りするなどの方法でもいいでしょう。
そして、株主になった人だけが『株主総会』を開催すれば大
丈夫です。
あと、妹さんが株主になる場合でも、妹さんから委任を受
けて決議したり、全員の同意が得られるなら書面で決議す
ることも可能ですよ。

相 なるほど、母と妹に話してみますね。
具体的に話がまとまったら、また詳しい話を聞きに来ます。

※1…『株主総会』株式会社の運営方針や重要事項(今回だと取締役の選任)を
決定する機関です。会社の株主によって構成されます。今回のように取締役を選
ぶ場合や、社名を変更する場合など様々なことがこの株主総会で決定されます。
※2…『遺産分割協議』亡くなった人(今回の場合には相談者のお父さん)の
持っていた財産(株式や不動産)をどのように分けるかを相続人全員で話し
合って決めることです。

教えて!コロポくん

平成25年
9月4日

最高裁「婚外子の相続分に関する規定は違憲」判断

Q そもそも、どういう規定なの？

A 複数の相続人がいる場合の相続の割合(相続分)
は、遺言や相続人全員の合意で決められるだけ
で、そういったものがない場合に備えて、法律でも細
かく決められているんだ。今回問題となったのは、民
法900条4項「結婚していない男女間の子(婚外
子)の相続分は、結婚している夫婦間の子(嫡出子)
の半分とする」という内容の規定だよ。

Q どうして婚外子と嫡出子で差ができたの？

A 日本では明治31年に設けられた規定なんだけど、法律上の結婚
を尊重するためだと言われている。ただ、諸外国では60年代後半
からこのような差別を撤廃してきたよ。

Q 何が問題だったの？

A 時代の移り変わりとともに、事実婚やひとり親
家庭が増えるなど、国民の家族観は変わり、
個人がより尊重されるようになった。子は親を
選ばない。婚外子が嫡出子かで相続分を差
別するのはおかしいということで、最高裁は、
この規定が憲法14条「法の下の平等」に違
反するという決定を出したんだよ。ただ、この
決定は、解決済みの相続に影響しないと言
われているから、注意してね。



司法書士QUIZ!

私がつけている
司法書士の
バッジはどれだ!



代表的な士業の徽章(バッジ)の中で、司法書士のものは
どれでしょう? 正解は14ページをご覧ください!

覚えてすぐ使える!!

ワンポイント手話教室

第6回
『名前』

右手のひとさし指と
親指をあわせて
名刺をイメージします。





公正証書遺言 HOW MUCH?



記事: 西野悦子

誰もが一度は耳にしたことがある「遺言」。

お金持ちや、家族の仲が悪い人たちがするもの。自分には関係ない!なんて、思っていないですか?

実は、私たちが思っている以上に、相続の時にもめ事になるケースは多いのです。

思わぬ相続人がいることがわかり、自宅を売るなどして多額の財産を渡さなければならなくなったり、今まで仲が良かったはずの家族が争いあったり…私たち司法書士は、このような悲劇を目にするたびに、「遺言さえ残してくれていれば…」と思わずにはられません。

では、遺言を作るためには、どのくらいの費用がかかるのでしょうか?

遺言には、自分で書く「自筆証書遺言」と公証人が作成する「公正証書遺言」がありますが、公証人が法的な形式を整えてくれる確実な「公正証書遺言」を作った場合、費用がどのくらいかかるのでしょうか。

司法花子さんが作った遺言を見てみましょう。

遺言を含む公正証書を作成する場合、公正証書の「目的の価額」によって手数料が変わります。遺言の場合の「目的の価額」は、**遺言の対象となる財産の、遺言作成時における価額の総額**です。つまり、司法花子さんの場合、不動産と預貯金等を合わせた現在の財産の総額が3191万円で、この財産の全部を甥1名にあげたいということですので、「目的の価額」は3191万円と

なり、公証人の手数料は、29,000円です。

さらに、遺言を作成する場合、目的の価額の総額が1億円以下のときは、11,000円が加算されます。

そして、司法花子さんの遺言は、合計5枚の公正証書となったため、4枚を超えた1枚分の費用として250円が加算、1枚あたりの用紙代250円として、正本・謄本分がそれぞれ合計1,250円ずつ加算されます。

以上から、司法花子さんの公正証書作成費用は、合計**42,750円**です。

また、当日は証人2名と一緒に公証役場に行く必要があります。

もし、公証人に自宅や病院に出張してもらう場合、病床執務として14,500円(基本手数料29,000円の2分の1の金額)、日当(4時間以内の場合)として10,000円が加算されます。その他、交通費(実費)がかかる場合があります。

さらに、複数の方に財産を残したり、祭祀主宰者を指定したりする場合は、別途費用が必要になりますし、法律専門家に遺言の文案作成や証人を依頼した場合には、別途報酬が必要となります。

このように、公正証書遺言を作るためには、手間と費用がかかりますが、遺された大切な方々が困らないようにするためと考えれば、必要な出費ではないでしょうか?

ぜひ、あなたの大切な財産と、大切な方々を守るために、公正証書遺言を活用してください。

▼発行される領収書の例

領収書			
目的の価額	31,910,000円	平成25年4月16日	
手数料、日当、旅費額	種別	数	嘱託人
29,000円	原本	行為	司法 花子 殿
250円	超過紙数	1枚	公証人の氏名
1,250円	正本	5枚1通	
1,250円	謄本	5枚1通	
11,000円	遺言加算		
42,750円	合計		

▼遺言公正証書の例

平成25年第〇〇号 遺言公正証書

本公証人は、遺言者司法花子の嘱託により、後記証人の立会いのもとに、以下のとおり遺言者の口述を筆記し、この証書を作成する。

第1条 遺言者は、その有する下記不動産及び預貯金を含む一切の財産を、遺言者の甥△△(昭和〇年〇月〇日生。札幌市北区〇〇条〇丁目〇番〇号)に遺贈し、又は相続させる(受遺者が遺言者の相続人となったときは、相続させる趣旨である。以下同じ。)

記

- 1 不動産
所在、地番、地目、地積省略
- 2 預貯金
金融機関等の記載省略

第2条 遺言者は、この遺言者の遺言執行者として前記△△を指定する。

(後記省略)

“がん”のよろず相談窓口 『CAN net』の取り組み

取材・記事：國分三恵子

悩みを抱える人の中で、どこに相談すればいいかすぐにわかる人はどのくらいいるのでしょうか。一口に悩みといっても、法律や医療など分野が幅広く渡っていたり、気持ちの面で支えてほしいということもあるかもしれません。

そのような悩みに対応すべく、最近では会員制コミュニティや異業種ネットワークなどが増えてきています。今回は、病気・がんに関わる多種多様な悩みに対応する会員制の相談窓口『CAN net(キャンネット)』を平成25年6月に立ち上げた腫瘍内科医・杉山絢子さんに話を伺いました。

『CAN net』の仕組み

『CAN net』では最初に『がんコンシェルジュ』という橋渡し役の人が相談者に対応し、そのバックで様々な専門職の人達などがサポートしていきます。中には直接やり取りすることが負担という人もいれば、少し聞きたいだけという人もいるため、『がんコンシェルジュ』が代わりに聞いて、聞いた話を相談者に伝えるということもあります。

相談者は患者や家族に限らず、専門職同士も連携

や情報交換が行えるような、また相談した患者や家族もいずれ当事者としての経験を次の誰かに活かせるような仕組みとなっています。

「立場や領域の垣根を超えたネットワークをつくり、すべての会員が『がんコンシェルジュ』を橋わたしとして相談者にもサービス提供者にもなるようにというのがあります」と杉山さんは語ります。

病気・がんに関わることなら、どんな悩みでも

がんの悩みといえば、まずは医療のことではないでしょうか。実際に、病院と上手に付き合えず、もっといい治療があるのではないかと悩む人もいれば、「がんは治る」との報道を見て、体の現実がわからず、大事な時間を無駄にしたり、病院を何か所も回る人もいます。死や看取りのことをタブーと感じて話しにくいという人もいます。

治療中に生活や医療費の悩みも出てくるかもしれません。中には病院の相談窓口、ソーシャルワーカーで対応してもらえるものもありますが、専門家を頼れないものや、自分で役所に行って手続きするしかないものもあります。また、病気へのちょっとした差別を感じ

じ、例えば抗がん剤で髪が抜け、美容室でウィッグを外す、事情を説明するのもストレスを感じるという悩みも多いそうです。

そのような時に、事情を知る側が前もって相手との間に入り、がんについて説明するという最初のハードルを取り除くだけで、気分的にも楽になるといいます。1個1個の問題は体当たりでクリアすることもできるでしょうが、事前に専門家や経験者がアドバイスすることで、時間や費用を節約し、心理的負担を軽減できることもあります。

そもそも何を相談したらいいか漠然としてわからない、体調や精神状態で揺れ動いてなかなか話せないという人もいます。「窓口としてどこかがあって、まずは寄り添って話を聞いてくれるところ、受け皿になることが大事」との杉山さんの考えは、おそらくどの分野の相談窓口でも共通するのではないのでしょうか。

法的分野の悩みについて

例えば生活保護。がんの特徴で、他界する1か月くらい前までは、ある程度体力は落ちつつも、日常生活ができる人が多くいます。ただその先のこともあるため、動けるうちに生活保護の手続きをするよう病院が勧めても、見かけは元気なため、申請窓口でどこが悪い

のか、まだ働けるのではないと言われて、手続きがスムーズに帰ってくるケースがあるそうです。そういう場にも司法書士などの法律専門家が同席して説明すれば、手続きがスムーズにいくことが考えられます。

杉山さん自身、大学生の時に父親をがんで亡くし、会社を畳むために、解散、清算、遺産相続などを不安なまま人づてに力を借りて行い、なかなか専門家の助けに辿り着けずに苦労したといいます。「そうした経験を今後でも活かしたい」と杉山さんは話し、病気になった時の社会的な、そして気持ちの面での備えが重要と説きます。

病気・がんに限らず、障がいのある方や、自然災害に遭われた方などのネットワークが今後も広がりつつあります。成年後見や借金問題など、法律専門家が求められる場面は多いと思われます。このようなネットワークに、司法書士も積極的に繋がっていきたくて考えています。



勉強会で解説中の杉山さん



Facebook <https://ja-jp.facebook.com/cannet2013>

HP <http://can-net.jp/> 代表理事 杉山絢子

問合せ 電話:050-3876-7377 Eメール:info@can-net.jp

成年後見制度利用者の 選挙権が回復しました!でも…



記事:岩井英典 イラスト:マルヤマクマ

1 成年被後見人に選挙権が回復!

認知症の高齢者の方や知的あるいは精神上の障がいにより判断能力が不十分となった方を、法律面や生活面で支える仕組みとして、平成12年4月から新しい成年後見制度がスタートしました。この制度は、障がいのある人も障がいのない人と同じように生活できる社会をめざすノーマライゼーションという理念に基づいたもので、支援の姿勢においても可能な限り本人の自己決定を尊重し、本人の最善の利益(ベストインタレスト)を実現させることが求められています。

しかしながら、成年後見制度が規定されている民法という法律以外の法律等においては、この新しい制度の掲げる理念が十分に浸透されないまま、むしろ成年後見制度の規定が法律上の資格剥奪や権利を制限するなどの基準に使われてしまっているという実態が数多く見受けられます。その典型的な例というべきだったの

が、成年後見制度を利用して成年被後見人になると選挙権が喪失するとしていた公職選挙法第11条1項の規定でした。

選挙権が喪失するという公職選挙法の規定は、新しい成年後見制度がスタートした当時から、憲法上疑義があるとして学者や実務家からも問題視され続けてきました。このような状況の中、平成23年に東京をはじめ、さいたま、京都、札幌と相次いでこの公職選挙法第11条の規定の違憲訴訟が提起され、本年3月14日には東京地方裁判所においてこの規定の違憲判決が出されたのです。裁判では争った国も、この判決が出されると直ちに公職選挙法の改正に動きました。そして、判決が出てからわずか2ヶ月後の本年5月27日に改正公職選挙法が成立し、成年被後見人に対する選挙権及び被選挙権が認められることとなりました。その結果、本年7月に行われた参議院議員選挙から成年被後見人に投票する道が開かれるようになったのです。

2 まだまだ存在する180近くの権利制限

このような法改正がなされたことについては高く評価するものですが、一方では、成年後見制度利用者に対する資格・権限の剥奪や制限が課される規定を有する法律等が現在もおおむね180近く残されたままとなっています。

そもそも、民法の中にある成年後見制度は、判断能力が不十分となり自己の財産を管理する能力が低下した人を、法律面で保護することにより本人の生活を支援する仕組みとして存在している制度です。したがって、成年後見人を選任してもらうために家庭裁判所に提出する医師の診断書も、本人の財産管理能力の状況について判断した内容となっています。

しかしながら、これら180近くの法律等の中には、本来の法の趣旨からすると財産管理能力とは別の能力について判断しなければならないはずなのに、(財産管理能力を基準としている)成年後見制度を安易に転用(借用)して、成年被後見人又は被保佐人となると自動的に資格・権限の剥奪や制限が課されるようになっていくものが数多く存在しているといわざるを得ません。

以上のように、能力の内容についても能力の程度についても何ら考慮することなく、ただ成年後見制度を利用していることのみをもって、他の法律等がその資格や権限を剥奪したり、あるいは様々な制限を課したりする問題は、成年後見制度の「転用問題」として学者からも厳しく批判されています。

3 死活問題にもつながる転用問題

ところで、今回改正となった公職選挙法の選挙権行使できない規定などは、成年後見制度利用者の生計の維持等に直接影響を与えるようなことはないかも知れませんが、例えば、国家公務員法や地方公務員法では、成年被後見人又は被保佐人になると公務員にはなれない

ばかりか、現在公務員である人も自動的に失職してしまうことになってしまう規定となっています。つまり、公務員の方は、事故や病気等で一時的に判断能力を失った際のような手続を行う場合や、精神障がいがあって財産の管理は難しいが仕事には何ら支障のない場合に、後見人や保佐人をつけて本人の権利や財産関係の保護を図ろうとすると、法律上はその職を失ってしまうことになるのです。反面、判断能力の低下が上記と全く同じような状態であっても、本人の権利や財産を守る成年後見制度を利用しなければ、法律上は公務員の職を自動的に失うこともなく、その他の180近くある制限を受けることもありません。成年後見制度の転用問題は、このような不合理性をも常に抱えているのですが、未だ法改正に向けての動きすら見えてこない状況にあります。

成年後見制度に権利の救いを求めたはずなのに、他の法律等から倍返し以上の制限を受けるような状況は、速やかに解消されていくべきではないでしょうか。

▲11月16日開催の「成年被後見人が受ける170を超える権利制限」シンポジウムの告知チラシ

札幌司法書士会
からのお知らせ

information 01

受講無料 & テキストプレゼント

各回定員
25名
先着

司法書士による暮らしに役立つ法律教室

開催日とテーマ

11月13日(水)…相続遺言
12月14日(土)…消費者被害
1月18日(土)…相続遺言
2月15日(土)…相続遺言
3月12日(水)…成年後見

申込方法

事前の電話予約が必要です
※ご予約は3日前の12時までにお願いたします。

予約先

札幌司法書士会事務局

TEL.011-281-3505 (受付時間) 平日10時~16時まで

開催場所

札幌司法書士会研修室
札幌市中央区大通西13丁目4番地中菱ビル2階

講義時間

各回10時~12時

information 02

司法書士による相談会開催のお知らせ

敷金トラブル 休日相談会 無料電話相談 11月10日(日) 10:00-16:00 TEL.011-522-5578

労働トラブル110番 無料電話相談 11月23日(土) 10:00-16:00 TEL.011-522-5576

犯罪被害者支援に関する相談会 12月1日(日) ※詳細につきましては決まり次第札幌司法書士会HPにてお知らせいたします。

information 03

~8月3日「司法書士の日」~ 札幌司法書士会広報イベント

報告

本年8月3日(土)、札幌・旭川・函館・釧路の各司法書士会では、「司法書士の日」を記念して、10時から16時の間、面談及び電話にて、拡大無料相談会を行い、市民の皆様からの暮らしに密接したご相談をお受けしました。

この日に併せて、私ども札幌司法書士会広報部では、札幌駅前通地下歩行空間で、札幌司法書士会に常設している相談センターのPR活動を行いました。市民の皆様には、身近な「くらしの法律家」として司法書士を認識していただけるよう、今後も

活動していきますので、このようなイベントをお見かけの際には、ぜひお立ち寄りくださいね!



P06の司法書士QUIZ!の答えは…

正解は②! ①は「社会保険労務士」、③は「土地家屋調査士」、④は「弁護士」のバッジです。

記事:中西晃弘

それぞれのバッジのデザインの意味は…

司法書士バッジ

中央部に「五三桐花」の絵を配置。鳳凰の止まり木として神聖視されていた桐は、昔から家紋や神紋として用いられ、菊花紋に準ずる国章とされる。なお、プラチナの下地に18金で五三の桐を表している。私のつけているバッジがこのような材質で作られているとは思ってもよらなかった。今後は大事に扱おうと思う。

弁護士バッジ

このバッジの向日葵は「自由と正義」を、秤は「公正と平等」を意味している。なお、この天秤は、エジプト神話マアトの「真実の羽根」との重さを比較する「天秤」らしい。

土地家屋調査士バッジ

五三桐の中央部に「測」の文字を配置している。なぜ「調」ではなく「測」なのか。「調」の文字では調停委員と間違われるからという理由で「測」の文字で決定された。

社会保険労務士バッジ

菊の花弁の中央部に「SR」の文字を配置し、「SR」は社会保険(Syakaihoken)と労務士(Roumushi)の頭文字をとっている。

クイズ 正解発表



第5号での「札幌司法書士会の新役員達がついているポーズはある有名な絵を真似ているものです。その絵はなんでしょう?」というクイズ。正解は実はオランダの17世紀の画家レンブラントによる「夜警」でした!皆さん、わかりましたか?



ご意見・ご感想をお待ちしています

札幌司法書士会広報誌「コロポックル」のご意見・ご感想を下記までお寄せください。よりよい「コロポックル」作成のための参考とさせていただきます。

郵便

〒060-0042
札幌市中央区大通西13丁目中菱ビル6F
「札幌司法書士会 コロポックル係」宛

FAX 011-261-0115

編集 後記

みなさまお気づきになられたでしょうか。

本誌「コロポックル」が今号より広報誌へとリニューアル致しました。

もともとは札幌司法書士会の会員向け「会報」と、対外的な「広報」の2つの側面を持っていた本誌ですが、今号からは全面的に広報誌へ。

最近の札幌司法書士会は様々な面でリニューアルが続いています。「パンフレット」、「ホームページ」、「マスコットキャラクター」その他諸々…。

「外側ばかりが変わっても…」などと言われないように、編集一同心をこめて、これからも本誌の作成を行っていききたいと思います。

梅村伸通